

公正競争確保の在り方に関する検討会議 論点整理(修正案)

令和3年2月16日
令事 務 局

I 移動体分離の後の環境の変化について

II NTTドコモの完全子会社化等に伴う課題

III 各論に対する検討の方向性

- ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題
- ② NTTドコモとNTTコムの関係に係る課題
- ③ その他公正競争確保に係る課題
- ④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

IV 各論点に対する対応の進め方

Ⅰ 移動体分離の後の環境の変化について

○ 移動体分離の後の環境の変化として、どのようなことがあるか。

(累次の制度整備)

- 1990年代後半以降、以下のとおり、**累次の電気通信事業法改正等により、制度整備が図られてきている。**
 - ・ 主要な制度整備
 - ✓ 1997年: 接続制度の導入(接続約款の認可制の導入、接続会計制度の導入、網機能提供計画制度の導入等)
 - ✓ 2000年: 接続料算定方法の整備(長期増分費用方式の導入)
 - ✓ 2001年: 第一種指定電気通信事業者に対する禁止行為規制等の導入
第二種指定電気通信設備制度の創設、第二種指定電気通信設備を設置する市場支配的事業者に対する禁止行為規制の導入
 - ✓ 2010年: 第二種指定電気通信設備制度の強化(接続会計制度の導入)
 - ✓ 2011年: 第一種指定電気通信事業者に対する禁止行為規制等の強化(機能分離の実施等)
 - ✓ 2015年: 卸電気通信役務の事後届出、概要の公表制度の導入
第二種指定電気通信設備制度の強化(接続料の算定方法等の制度化)

(競争状況の変化)

- 1992年の移動体分離以降、移動系通信の利用者の増加、ブロードバンドの国民一般への普及など、電気通信市場を取り巻く環境は大きく変化しているのではないか。**
 - ✓ 1992年の移動体業務分離時においては、携帯電話の契約数は200万契約に満たなかったが、2020年9月末時点では1億8000万契約超。また、固定系ブロードバンドの契約数は、2020年9月末時点では、4000万契約超。
- 1992年の移動体分離時と比較して、**移動系通信市場においては、事業者間の競争が進展しているのではないか。**
 - ✓ 1992年の移動体業務分離時においては、携帯電話の契約数シェアはNTT移動通信網(現・NTTドコモ)が6割超であったが、2020年9月末時点では、NTTドコモは約37%。一方、KDDIのシェアは約28%、ソフトバンクのシェアは約21%、MVNOのシェアは約13%。また、MNOとして楽天モバイルが新たに参入。
- 一方、**固定系通信市場においては、今もなお、NTT東西の影響力は大きいのではないか。**
 - ✓ FTTH市場について、卸電気通信役務として提供するものも含めたNTT東西のシェアは約65%。
 - ✓ 設備ベースで見れば、NTT東西のシェアは約75%。
- NTTグループはもとより、KDDIやソフトバンクも、グループ内に固定系通信事業者やMVNOを抱えるなど、**グループ単位での競争が進展しているのではないか。**
 - ✓ 例えば、FTTH市場では、MNO3社のシェアの合計が約37%となるなど、移動系通信市場における有力な事業者が、固定系通信市場においても存在感。

(検討の方向性)

- 以上のように、移動体分離の後、大きく市場環境が変化していることから、**競争事業者から提起されている公正競争上の具体的な課題を整理し、それについて、検討を行っていくのが適当ではないか。**

II NTTドコモの完全子会社化等に伴う課題

○ NTTドコモの完全子会社化等に伴う公正競争上の課題として、どのようなものが考えられるか。

1. NTTドコモの完全子会社化等に伴い、関係事業者等から提起されている公正競争上の課題は、以下の①～④に分類できるのではないか。

- ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題
- ② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題
- ③ その他公正競争確保に係る課題
- ④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

2. 「①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題」として具体的に提起されている課題は、次のように整理できるのではないか。

(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念

一般コロケーションなど相対取引において、局舎等の設備についてNTTドコモに優先的に利用させる又は有利な条件で契約するなど、NTTドコモを優先的に取り扱う懸念が提起されている。また、接続にかかる事前調査申込等の手続においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている。さらに、NTTドコモの要望に沿って光エリアの拡大やネットワーク設備の増強をしたり、設備仕様をNTTドコモと共通にしたり、フレキシブルファイバを有利な料金で提供したりするなど、ネットワーク構築面でNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている。そのほか、NTTドコモとの関係においては、NTT東西におけるローカル5Gのネットワーク構築面での懸念なども提起されている。

(例)

- ア 一般コロケーションなど相対取引において、NTTドコモ等が義務的コロケーションよりも有利な条件で契約していたり、局舎の利用においてNTTドコモ等が優先して局舎スペースを確保しているなど、接続ルール等が及ばない範囲で実質的にNTTドコモ等への優遇が行われるおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-1)
- イ 接続にかかる事前調査申込等の手続において、接続ルールで担保される範囲外でNTTドコモ等への優遇が行われるおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-2)
- ウ NTT東西のボトルネック設備に関する事業計画等がNTTグループ内で共有され、NTTドコモの基地局整備等を加味した光エリア拡大が行われたり、フレキシブルファイバの提供料金においてNTTドコモが有利になっているなど、NTTドコモのネットワーク構築における優遇が行われるおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-3)
- エ NTTグループ内の仕様等の統一により、NTTグループ各社に有利な設備・仕様の採用を強いられ、競争事業者においては当該設備・仕様を利用するために追加的な負担が発生するおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-4)
- オ NTT東西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築できるようになることやNTT東西とNTTドコモが一体的に5Gを提供するおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-5)

(b) NTT東西による情報の目的外利用の懸念

NTTグループ内での人事交流等を通じて、NTT東西が**接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供されるおそれがあるのではないかと懸念**が提起されている。

(例)

ア NTT東西とNTTグループ間での人事交流等を通じて、競争事業者の接続や卸等に係る情報がNTTグループ内に流通するおそれがある。(参考資料2 ①-(b)-1)

3. 「**②NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題**」として具体的に提起されている課題は、次のように整理できるのではないか。

(a) 法人営業の一体化に伴う課題

NTT持株は、**NTTドコモとNTTコムとの間で法人営業の一体化**を行うと説明している。**法人営業が一体化された場合について、NTTコムが強みを持つ法人市場等にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼす懸念や、NTTドコモ・NTTコム間の営業部門再編により、NTT東西との共同営業が実施される懸念**が提起されている。

(例)

ア NTTドコモ・NTTコムの一体的なサービス提供により、NTTコムが強みを発揮する固定通信市場、法人市場等にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼすおそれがある。(参考資料2 ②-(a)-1)

イ NTTドコモ・NTTコム間の営業部門再編により、NTTコムとNTT東西との一体的な共同営業が行われるおそれがある。(参考資料2 ②-(a)-2)

(b) ネットワークの一体化に伴う課題

NTT持株は、**NTTドコモとNTTコムとの間でネットワーク構築での連携**を行うと説明している。NTTコムの事業・資産等をNTTドコモに移転することにより、**両社のネットワークが一体化された場合について、禁止行為規制等の形骸化につながるおそれがあるという懸念**や、NTTコムは、NTT東西のボトルネック設備と結びつきが強く、NTTドコモ・NTTコムのネットワーク一体化は**NTT東西のネットワークとの一体化につながりうること等の懸念**が提起されている。

(例)

ア NTTコムの事業・資産等をNTTドコモに移転することによるNTTドコモ・NTTコムの連携強化は、禁止行為規制・特定関係事業者制度の形骸化につながるおそれがある。(参考資料2 ②-(b)-1)

イ NTTコムは、NTT東西のボトルネック設備と結びつきが強く、NTTドコモ・NTTコムのネットワーク一体化は、NTT東西のネットワークとの一体化を引き起こすおそれがある。(参考資料2 ②-(b)-2)

4. 「③その他公正競争確保に係る課題」として具体的に提起されている課題は、次のように整理できるのではないか。

(a) 競争事業者の排除の懸念

NTTグループ全体としての利益を最大化するため、**内部相互補助により光サービス卸について赤字を前提とした価格設定をグループ会社において行うことや、NTTグループ内優遇を行うことなどにより、各地域の通信市場も含め、競争事業者の排除が行われる等の懸念**が提起されている。

(例)

- ア NTTグループ全体の利益最大化のため、NTTグループと競争事業者に対して同等に高額な料金で光サービス卸が提供され、競争事業者が排除されるおそれがある。(参考資料2 ③-(a)-1)
- イ NTTグループ内での利益を最大化するインセンティブがNTT持株には構造的に存在するため、NTTグループ内優遇や内部補助により、競争事業者が排除されるおそれがある。(参考資料2 ③-(a)-2)
- ウ 各地域の通信市場において、NTTグループの市場支配力が強大化し、事業規模の劣る地域の通信事業者が排除されるおそれがある。(参考資料2 ③-(a)-3)

(b) 研究開発に係る課題

研究開発の一体的運営により、研究開発費の負担割合や成果の利用面において、**NTT持株とグループ各社との研究開発の関係性が不透明化**することや、特に実用化に係る研究の連携により、**ネットワーク設備等について、NTT独自仕様による統一が行われること等の懸念**が提起されている。

(例)

- ア NTT持株・NTTドコモの研究開発機能の一体的運営により、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの間でネットワーク設備等のNTT仕様による統一が行われ、競争事業者との接続条件に非同等性が生じるおそれがある。(参考資料2 ③-(b)-1)
- イ NTT持株の研究開発費等に関して、NTTグループの各子会社の研究開発費の負担割合やNTT持株による研究開発費の使用用途が不透明化するおそれがある。(参考資料2 ③-(b)-2)

(c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題

移動系通信市場について、**競争状況の変化に伴い、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制について規制対象事業者の範囲や規律内容の見直しをすることが必要ではないかとの課題**が提起されている。

(例)

- ア NTT持株からは、NTTドコモのシェア等が低下していること等を踏まえ、NTTドコモのみに課されている禁止行為規制を見直す必要がある旨、**禁止行為規制の存在は、自由な事業運営等に対して、過剰な萎縮効果をもたらした旨**の意見が表明されている。
- イ NTTドコモは依然として強固な市場支配力を有しており、NTT持株が主張するNTTドコモに対する禁止行為規制の緩和は行うべきでない。(参考資料2 ③-(c)-1)
- ウ 市場環境の変化等を踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為規制の規律内容は、NTT東西同等に戻すなど、強化すべき。(参考資料2 ③-(c)-2)

(d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念

NTTグループ内での間接取引により、**規律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するおそれがあるのではないかと**の懸念が提起されている。

(例)

ア NTTグループ内での間接取引により、禁止行為規制、光サービス卸ガイドライン及び指定設備制度(卸役務契約の届出、整理・公表)などの現行規制が潜脱されるおそれがある。(参考資料2 ③-(d)-1)

(e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題

NTTドコモが上場廃止されることにより、**四半期決算など従来公表されていた情報の公表が求められなくなることにより、透明性が低下するのではないかと**の懸念が提起されている。

(例)

ア NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループのセグメント情報が簡素化された場合、NTTドコモとNTT東西の間で内部取引が行われていても外部からは把握できないおそれがある。(参考資料2 ③-(e)-1)

5. 「**④将来的なネットワークの統合等に伴う課題**」として具体的に提起されている課題は、次のように整理できるのではないか。これら以外に、具体的な課題はあるか。

- **仮想化の進展、コア網とアクセス網の融合、固定網と移動網の融合等、ネットワークが高度化していく中で、ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層(收容局単位、県単位、集約単位)で当該ネットワークへ接続できること、API連携で必要な時に必要な機能を利用できることなど、相互運用性の確保が必要ではないか、NTT東西のアクセス網以外にボトルネック性が生じるのであれば、そのボトルネック性に着目し、卸提供ではなく、接続ルールを適用していくべきではないかと**の課題が提起されている。

(例)

ア 仮想化技術等が導入されても、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場支配力を有するNTT東西とNTTドコモが統合ネットワークを構築することは明確に禁止すべき。(参考資料2 ④-1)

イ NTT東西又はNTTドコモを含む統合ネットワークが構築される場合は、当該ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層(收容局単位、県単位、集約単位)で当該ネットワークへ接続できること、API連携で必要な時に必要な機能を利用できること、相互運用性の確保などが必要。(参考資料2 ④-2)

ウ 仮想化技術等により、設備と機能の分離が進み、NTT東西のアクセス網以外にもボトルネック性が生じれば、そのボトルネック性に着目し、卸提供ではなく、接続ルールを適用していくべき。(参考資料2 ④-3)

6. これらの課題について、まず、**既存ルール等の状況や論点を整理したうえで、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、必要な方策等について検討を行っていくのが適当ではないか。**

III 各論に対する検討の方向性

① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題のうち、(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT東西は、その電気通信業務に関し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならず(事業法第30条)、また、**接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないこととされている(事業法第31条)。**
 - ✓ NTT東西の特定関係事業者として指定されているのは、NTTコムのみである。
2. 電気通信設備の接続に必要な設備に係るコロケーションについては、接続ルールの中で、局舎の空き状況の公表や申込みの手続、料金などについて定められている。
3. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施している。**
 - ✓ NTTドコモに対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTT東西に対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉を防ぐための契約チェック体制・研修の実施状況の確認
 - ・ 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西の行為の有無の確認

(論点)

1. NTTドコモの完全子会社化に伴い、NTT持株を介して、NTT東西とNTTドコモとの関係が相対的に強まったとしても、**提起されている課題については、基本的に既存ルール等により対応が行われてきていると考えられるのではないか。**
 - ✓ 電気通信業務に係る相対取引の取引条件面でNTTドコモを不当に優遇することや、光ファイバのエリア拡大要望などNTT東西の設備増強・接続機能要望に関しNTTドコモの要望を不当に優先して取り扱うこと等は、事業法第30条で禁止されている。
 - ✓ フレキシブルファイバの提供条件など接続との代替性の在り方などを踏まえた卸料金の在り方等については、既に接続料の算定等に関する研究会で検討が行われている。
2. ただし、接続にかかる事前調査申込等の手続において、NTT東西がNTTドコモに不当に優先的に取り扱うなど、**接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して提起されているような懸念については、NTT東西の特定関係事業者にNTTドコモが指定されていないため、事業法第31条により禁止されていないのではないか。**
3. 既存ルール等の遵守状況に関する**検証については、以下のような課題**があると考えられるのではないか。
 - ✓ **市場検証会議における禁止行為規制の遵守状況等の検証については、不当に優先的な取扱い等が行われた場合にその影響が現れるであろう各種指標(局舎利用の申込みへの対応、基地局回線等の設置要望への対応等)に関して、客観的なデータに基づいた検証が十分にできていないのではないか。**

(構成員からの意見)

1. 5G展開のため、NTT局舎は重要な役割を果たす。一方、NTT東西がローカル5Gを提供する場合、局舎を貸し渋ったり、NTTドコモなどグループ内事業者を優先するようなことがあると、公正競争上問題である。【第2回:相田主査代理】
2. 光のエリア拡大への要望に応えられない場合でも、すべての事業者が公平に扱われたことが検証できるような情報を提供してもらい、事後的に検証できる機会を用意することが必要。【第3回:大谷構成員】
3. 日本ケーブルテレビ連盟から示されている、NTT東西によるローカル5G提供に係る具体的な指摘について何らかの形で触れた方がよい。【第4回:相田主査代理】
4. NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念に対する対処としては、論点資料に記載の整理でよい。【第4回:関口構成員】
5. 今後、NTTドコモに優先的に局舎スペースを確保するといった優遇が行われないかという競争事業者の懸念について検証していけばよい。【第4回:石田構成員】
6. 市場検証会議においては、NTTグループに遵守状況を確認するという定性的な検証しかできていない部分がある。接続手続きのリードタイムや、設備増強などについて本当にNTTドコモを不当に優先的に取扱っていないかを確認するため、定量的なデータに基づいた検証をすべきという意見に賛成である。【第4回:高口構成員】
7. 相対取引等について全ての契約書等を提出させることはかなりのコスト。ポイントを絞り、検証のために本当に必要なデータは何かを洗い出した上で、そのデータを市場検証会議等の場で定量的に評価していく必要がある。【第4回:高口構成員】

(対応の方向性)

1. NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念に関しては、今後、**具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルール等の見直しについて検討すべきではないか。**また、卸料金の在り方など既に別の場で検討が行われている課題については、引き続き、当該別の場において検討を進めていくことが適当ではないか。
2. **接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して提起されているような懸念について、後記①(b)及び②(b)に記載の理由と併せ、新たにNTTドコモを特定関係事業者に指定し、特定関係事業者制度の規律対象とすることにより、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、NTT東西によるNTTドコモに対する不当に優先的な取扱い等が行われないよう、あらかじめ禁止する必要があるのではないか。**

3. 既存ルール等の遵守状況に関する**市場検証会議等における検証に関しては**、NTTドコモの完全子会社化による影響の有無にかかわらず、**現在、十分とは言えない部分があれば、見直し、強化することが必要**ではないか。
4. **具体的に強化すべき点**として、**NTT東西による不当に優先的な取扱い等の有無等の確認のため、客観的なデータに基づいた検証を実施すること等が考えられるのではないか。**
- ✓ 例えば、一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータの提出をNTTに求め、そのデータに基づき検証を行うことや、NTTドコモ及びMNO各社に対し、基地局回線等の自己設置比率・NTT依存度等及びNTT東西への基地局回線等の設置要望が受け入れられなかった事例の回答を求めた上で、要望を受け入れなかった理由が不当なものでないか、事後的に検証することなどが考えられるのではないか。
 - ✓ また、例えば、NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西に対し、ローカル5G事業についてNTTドコモ・NTTコムとの連携状況を確認したりすることも考えられるのではないか。その際には、必要に応じて、NTTドコモ以外のMNOによる他事業者との連携状況を確認したりすることも考えられるのではないか。

※ なお、電気通信業務に関連した相対取引等について契約書等の全てを総務省に提出させるという競争事業者の提案する対応策については、契約書等の全ての提出には多大なコストがかかることが想定されることから、検証のために必要なデータに絞った上で提供を受けることが必要と考えられるのではないか。

(参考)関係事業者等の提案する対応策

- ▶ 電気通信業務に関連した相対取引等について、契約書等の全てを総務省へ報告するなどして、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの検証が必要。(参考資料2 ①-(a)-6)
- ▶ 一般コロケーションや局舎スペースの利用について、局舎毎にNTTグループ各社の一般／義務的コロケーションの利用状況を把握するなどして、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの検証が必要。また、コロケーションスペースのビジネス転用ルールの整備、サーバ類の義務コロケーション対象化が必要。(参考資料2 ①-(a)-7)
- ▶ 禁止行為の遵守状況等の検証について、現行よりも詳細な情報(例:情報アクセスの遮断状況、契約書の内容、NTTグループ内を含む全ての取引先との個別取引毎の接続条件・納期[最大値、最小値、中央値、最頻値]の報告、直属上長の確認内容、監査部門が問題ないと判断した根拠等)に基づいた検証を行う必要。(参考資料2 ①-(a)-8)
- ▶ 接続手続に係る時間や接続開始・工事開通までのリードタイムについて、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの比較・検証が必要。(参考資料2 ①-(a)-9)
- ▶ NTT東西の設備増強・接続機能要望(①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望)について、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取し、実際にNTTグループの要望ばかりが実現されていないかなど、NTTグループ・競争事業者間の公平性の検証が必要。(参考資料2 ①-(a)-10)

① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題のうち、(b) NTT東西による情報の目的外利用の懸念について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT東西は、他の電気通信事業者の電気通信設備との**接続の業務**に関して知り得た情報を目的外に利用してはならないこととされている(事業法第30条)。
2. NTT東西は、次の点が義務付けられている(事業法第31条)。
 - (1) **特定関係事業者との間での役員の兼任を行わないこと**
 - (2) 設備部門の設置、情報の管理責任者の配置、設備部門とは別の監視部門の設置など**接続の業務**に関して知り得た情報の**適正な管理等のための体制を整備**すること
3. NTT東西とNTTドコモとの間での在籍出向は、行わないこととされている(公正競争条件)。
4. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施**している。
 - ✓ NTT東西による情報の目的外利用については、次のようなNTT東西に対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の確認
 - ・ NTT東西とNTTドコモとの間での在籍出向が行われていないことについての確認

(論点)

1. NTTドコモの完全子会社化に伴い、NTT持株を介して、NTT東西とNTTドコモとの関係が相対的に強まったとしても、**提起されている課題については、基本的に既存ルール等により対応が行われてきている**と考えられるのではないかと。
 - ✓ NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用することは、事業法第30条により禁止されている。
2. 既存ルール等に関する**検証については、以下のような課題**があると考えられるのではないかと。
 - ✓ **情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況に関するNTTからの報告をもとに事務局が確認した結果を市場検証会議に報告している形を採っているため、市場検証会議の構成員が更なる質問等をNTTに対して行い、NTTの報告内容の根拠等まで十分に確認できていないという課題があるのではないかと。**

(構成員からの意見)

1. 日本で第三者機関が機能している例はあまりないと認識。【第3回:関口構成員】
2. 第三者機関については、イギリスの例はあるものの、現在の市場検証会議の機能を強化すればよいのではないかと。例えば、構成員が関係事業者とNDAを結んだ上で議論をするなどが想定される。具体的にどのようなデータが出せるかについてNTTを含めた事業者からさらに意見を聞きたい。【第4回:高口構成員】
3. NTTドコモとNTT東西の関係については、情報管理、ファイアウォールが重要であり、実効性の高い検証の仕組みを構築し、競争事業者の納得感を高めることが必要である。従業員の内籍出向については、公正競争条件により行わないこととされているので、法律により禁止する必要はないのではないかと。役員兼任の禁止は引き続き講じる必要があるため、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定することは必須と考える。【第4回:大谷構成員】

- 「非公開情報も含めてNTTからヒアリングするための市場検証会議の会合を設けること」は是非お願いしたい。第三者がNTT東西の内部に入っても、現在の市場検証会議と同じような検証をするのでは不十分である。NTTから提出してもらった非公開情報を予め決めておき、それに基づき対話形式で検証をしっかりと行える仕組みを作ることが効果的と考える。【第4回:大谷構成員】
- 固定事業者と携帯事業者の間で、新たな設備を作る時に一定の協議は必要。NTTドコモのみを優先的に取り扱うことに歯止めは必要だが、効率的な設備投資という観点からは携帯事業者と固定事業者との設備情報の交換は望ましい。むしろ、携帯事業者側の設備部門と営業部門との間にファイアウォールを設けるべき。【第4回:関口構成員】

(対応の方向性)

- 情報の目的外利用の懸念に関しては、今後、**具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルール等の見直しについて検討すべきではないか。**
- NTT東西が接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供されるという懸念について、事業法第30条により禁止されているものの、取引等を通じて密接な関係にあるNTTドコモに対しNTT東西が接続業務を通じて知り得た情報を流用するリスク等は構造的に存在すると考えられることから、前記①(a)及び後記②(b)に記載の理由と併せ、**新たにNTTドコモを特定関係事業者に指定することにより、役員兼任を禁止し、情報の目的外利用が行われないう、構造的にも担保する必要があるのではないか。**なお、NTT東西及びNTTドコモ間の社員の**在籍出向については、NTTグループに対する累次の公正競争条件を通じて行わないこととされており、引き続き、行われるべきではないのではないか。**NTT東西及びNTTドコモ間の社員の在籍出向が行われていないことについては、市場検証会議において検証されていることから、**新たにその禁止の根拠を法律に定めることまでは要さないと考えられるのではないか。**
- 既存ルール等の遵守状況に関する**市場検証会議等における検証に関しては、NTTドコモの完全子会社化による影響の有無にかかわらず、現在、十分とは言えない部分があれば、見直し、強化することが必要ではないか。**
- 具体的に強化すべき点として、以下のような点が考えられるのではないか。**
 - ✓ NTT東西による情報の目的外利用が行われていないかを検証する上で、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTTからヒアリングするための非公開会合を市場検証会議において設け、NTTと市場検証会議の構成員との間で質疑応答を行う機会を設けることが考えられるのではないか。その際、NTT側の必要に応じて、NTTと市場検証会議の構成員との間で、秘密保持契約(NDA)の締結を行うことも考えられるのではないか。
 - ※ なお、NTT東西設備部門の監査を行う第三者機関をNTT東西の中に設けるという競争事業者の提案する対応策については、NTT東西に第三者機関を設けたとしても、現在の市場検証会議における検証と同内容の検証が行われるのみであれば、現在の検証と変わることはなく、また、第三者機関を新たに設けるには一定のコストが生じると考えられることから、現在の市場検証会議における検証方法を見直し、より効果的な検証とすることが適当と考えられるのではないか。

(参考)関係事業者等の提案する対応策

- ▶ NTT東西とNTTドコモの間のファイアウォールとして、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者指定する必要。また、特定関係事業者制度の禁止事項として、役員兼任だけでなく、在籍出向の禁止も必要。(参考資料2 ①-(b)-2)
- ▶ ファイアウォールの徹底のため、第三者機関によるNTT東西設備部門の監査の仕組みを導入する必要。(参考資料2 ①-(b)-3)

② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題のうち、(a) 法人営業の一体化に伴う課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTTドコモは、その電気通信業務に関し、総務大臣の指定する**特定の電気通信事業者**(特定関係法人)に対する**不当に優先的な取扱い等をしてはならないこと**とされている(事業法第30条)。
 - ✓ NTTドコモの特定関係法人として指定されているのは、NTTコム、NTT東西など8者である。
2. NTT東西は、その電気通信業務に関し、**特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならないこと**とされ(事業法第30条)、また、**その特定関係事業者との役員兼任等が禁止**されている(事業法第31条)。
 - ✓ NTT東西の特定関係事業者として指定されているのは、NTTコムのみである。
3. NTTコムは、NTT再編成時の基本方針に基づき、NTT東西と独立した営業部門が設置されている。
4. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施**している。
 - ✓ NTTコムに対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTT東西・NTTドコモに対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉を防ぐための契約チェック体制・研修の実施状況の確認
 - ・ NTTドコモに対する特定の電気通信事業者への不当に優先的な取扱い等を防ぐためのチェック体制・マニュアル整備の実施状況の確認
 - ・ 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西・NTTドコモの行為の有無の確認

(論点)

1. NTTドコモとNTTコムとの間の法人営業の一体化に関して**提起されている課題については、基本的に既存ルール等により対応が行われてきている**と考えられるのではないかと。
 - ✓ 電気通信業務について、NTTドコモがNTTコムを不当に優先的に取扱うなどしてその市場支配力を法人市場に及ぼすことは、事業法第30条により禁止されている。
 - ✓ NTTコムにおいては、NTT東西と独立した営業部門が設置されており、NTT東西・NTTコムとの役員兼任が、事業法第31条に基づき禁じられていることから、NTTドコモと法人営業を一体化したNTTコムが、NTT東西との共同営業を行わないよう、構造的な対応も行われている。
 2. 法人向けの市場については、その範囲が必ずしも明らかではないが、現状把握できている分野のシェアを見る限り、NTTドコモ及びNTTコムが圧倒的に高いシェアを有するものではないと考えられるのではないかと。
 3. 既存ルール等に関する**検証については、以下のような課題**があると考えられるのではないかと。
 - ✓ **市場検証会議では、公正競争確保のために必要な政策展開に生かすため、分析対象とされた各市場の動向を把握・分析しているが、法人向けネットワーク(WANサービス等)市場は分析対象であるものの、その他の法人向けサービスは対象でなく、法人向けサービスの実態把握が十分にできておらず、公正競争確保のために必要な政策を検討する前提となる情報が得られていないのではないかと。**
- ※ IoT向け通信サービスについては、2020年度より、移動系通信市場の部分市場として、「IoT向け通信サービス市場」を試行的に画定し、検証を行うために実態を把握中。

(構成員からの意見)

1. 5G以降の時代の主戦場はM2Mに移っていく。法人・通信モジュール分野ではNTTドコモは他社に勝てていない。この分野について検討すべき。【第1回:関口構成員】
2. 通信モジュールの分野の実態について、長期的な視点で検証する必要がある。【第2回:大谷構成員】
3. 法人向けサービスの実態把握について、法人営業は相対契約であるとともに、VPN、セキュリティ、クラウド等の新しいサービスが提供されており、詳細な情報を入手するのが難しい可能性がある。市場検証会議で扱う場合、どのような情報の出し方がありうるか、慎重に検討していく必要がある。【第4回:岡田構成員】
4. 現在市場検証会議において検証対象となっていない分野についても、例えばハードウェア提供など一定のマーケットを観念してその中でのシェアを定点観測する仕組みを導入することには意義がある。それによって支配的な地位の有無もクリアになる。【第4回:大谷構成員】
5. 相対取引の契約条件は多岐にわたっているので1つ1つを検証するのは難しいが、IoTなど従来からある法人向けサービスについて詳細に見ていくほか、ローカル5Gなど特定のマーケットについても周辺市場を含めて影響が出そうな分野を競争事業者の意見も聞きつつ調査の対象としていくことも必要である。【第4回:大谷構成員】

(対応の方向性)

1. NTTドコモとNTTコムとの間の法人営業の一体化に伴う懸念に関しては、今後、**まずは、各市場や関連市場の動向の把握・分析を強化した上で、具体的な問題が認められれば、それを踏まえ、見直しについて検討すべき**ではないか。
2. **NTT東西及びNTTコムとの間の法人営業での共同営業の懸念が引き続き存在することから、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTコムへの指定を引き続き維持すべき**ではないか。
3. 既存ルール等の遵守状況に関する**市場検証会議等における検証に関しては、現在、十分とは言えない部分があれば、見直し、強化することが必要**ではないか。
4. **具体的に強化すべき点**として、市場検証会議における市場分析において、法人向けネットワーク(WANサービス等)市場やIoT向け通信サービス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化することが考えられるのではないかと。
 - ✓ 例えば、各社で提供している法人向けサービスの概要及びデータ提出可能性を確認し、どの程度のデータが得られるかを把握し、電気通信事業者以外が提供する法人向けサービスとの関係等も検討した上で、各社で提供している法人向けサービスの分類を整理し、当該整理に基づき、各法人向けサービスにかかるデータ提出を求め、可能な範囲で事業者別シェア等を算出することが考えられるのではないかと。
 - ✓ また、例えば、法人向けとして約款によらず相対契約で通信契約を締結している携帯電話サービスの実態を把握するためのデータの提出を求めることも考えられるのではないかと。

(参考)関係事業者等の提案する対応策

- 市場検証会議において、法人向けサービスについての検証などを強化する必要。(参考資料2 ②-(a)-3)

② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題のうち、(b) ネットワークの一体化に伴う課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT東西とNTTコム、NTT東西とNTTドコモは、累次の公正競争条件を通じて、それぞれ独立したネットワークを構築することとされてきた。
2. **NTT東西は、その電気通信業務に関し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならないこととされ(事業法第30条)、また、その特定関係事業者との役員兼任等が禁止されている(事業法第31条)。**
 - ✓ NTT東西の特定関係事業者として指定されているのは、NTTコムのみである。
3. **NTTドコモは、その電気通信業務に関し、総務大臣の指定する特定の電気通信事業者(特定関係法人)に対する不当に優先的な取扱い等をしてはならないこととされている(事業法第30条)。**
 - ✓ NTTドコモの特定関係法人として指定されているのは、NTTコム、NTT東西など8者である。
4. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施している。**
 - ✓ NTTドコモ・NTTコムに対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTT東西に対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - NTT東西に対する特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉を防ぐための契約チェック体制・研修の実施状況の確認
 - 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西の行為の有無の確認
 - ✓ NTTコムに対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTTドコモに対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中でも検証してきている。
 - NTTドコモに対する特定の電気通信事業者への不当な優先的取扱いを防ぐためのチェック体制・マニュアル整備の実施状況の確認
 - 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTTドコモの行為の有無の確認

(論点)

1. NTTドコモへのNTTコムとの設備の移管による一体化を含め、NTTドコモへのNTTコムとのネットワークの一体化は、現行法令上は**明確な制約はないと考えられる**のではないかと。
 - ✓ 1992年に移動体業務を旧NTTから分離した際の公正競争条件を通じて、NTT東西とNTTドコモは、独立したネットワークを構築することとされた。また、1999年に旧NTTは長距離会社を含む4社に再編成され、NTT東西とNTTコムは、独立したネットワークを構築することとされた。
 - ✓ 一方で、NTTコムとNTTドコモとのネットワークの在り方については、累次の公正競争条件には特に含まれておらず、NTTドコモもNTTコムも、その業務範囲などについての規律は存在しない。
2. ただし、かつてNTT東西と一体として電気通信役務を提供していたことなどネットワークにおけるNTT東西との近さに起因する課題にも着目して**NTTコムを指定している特定関係事業者制度について、現在、特定関係事業者として指定されているのはNTTコムのみ**であることから、NTTドコモがNTTコムとのネットワークを保有するようになっても、**NTTドコモはその規律の対象とならない**のではないかと。
3. NTTドコモへの一体化により、従来のNTTコムとの間の取引は、NTTドコモ社内の取引に内部化されることになるため、**現行のNTTドコモに対する禁止行為規制の対象から外れる**ことになるのではないかと。
4. なお、NTTドコモが保有する中継系伝送路設備は、移動電気通信役務の提供のために用いられるものであれば、二種指定設備となる。

(構成員からの意見)

1. 「NTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、引き続き、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべき」と記載されているところ、固定と移動のコア網の融合について、研究開発の手足を縛らずに効率的なネットワークを形成できるようにするためにはどのような方法があるか、また規制がどうあるべきかについて、NTTドコモとNTTコムの問題に限らず一般的な議論を進めるべき。【第4回:大谷構成員】

(対応の方向性)

1. これまでの経緯を踏まえれば、NTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、引き続き、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきではないか。一方で、将来的には、**マイグレーションに伴う音声における県間伝送設備の不可避的な利用**や固定網と移動網のコア網の融合など、**ネットワークの在り方が変化していくことも想定されており、そのような変化に対応した規制の在り方等についても、検討していく必要があるのではないか**(後記④参照)。
2. NTTコムのネットワークをNTTドコモへ一体化する場合に、NTTドコモがNTTコムに代わりNTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であることから、前記①(a)及び①(b)に記載の理由と併せ、**新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定する必要があると考えられるのではないか**。加えて、NTTコムとNTT東西の間の公正競争条件について、NTTコムのネットワークがNTTドコモへ一体化するのであれば、新たに、NTTドコモとNTT東西の間の公正競争条件とする必要があると考えられるのではないか。
3. NTTコムのネットワークをNTTドコモへ一体化する場合に、NTTコムとの間の取引がNTTドコモ社内での取引に内部化されることにより、**禁止行為規制の対象から外れるという懸念に関しては、具体的な課題の有無を見極めた上で、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方について、検討を行うことが必要**ではないか(後記③(c)参照)。
4. NTTドコモとNTTコムとのネットワークの一体化については、**市場検証会議等において、競争上の問題が新たに生じていないか、状況を継続的に注視していくことが必要**ではないか。
 - ✓ NTTドコモにNTTコムのネットワークが移管される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間でのネットワーク調達にかかる取引の状況について、継続的に確認していくため、例えば、NTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格について、NTT及び他事業者からデータを得ることにより検証することが考えられるのではないか。

(参考)関係事業者等の提案する対応策

- NTTコムの事業・資産等がNTTドコモ等に移転された場合は、特定関係事業者にNTTドコモ等を追加する必要。また、役員兼任だけでなく、在籍出向の禁止も必要。(参考資料2 ②-(b)-3)
- NTT東西・NTTドコモが旧NTTからの分離会社を合併等する時は、「電気通信事業の登録の更新」の対象にすべき。(参考資料2 ②-(b)-4)
- NTT東西とNTTドコモ・NTTコムの統合ネットワークは禁止されるべき。(参考資料2 ②-(b)-5)

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(a) 競争事業者の排除の懸念について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT東西は、その電気通信業務に関し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならず(事業法第30条)、また、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないこととされている(事業法第31条)。
 - ✓ NTT東西の特定関係事業者として指定されているのは、NTTコムのみである。
2. NTTドコモは、その電気通信業務に関し、総務大臣の指定する特定の電気通信事業者(特定関係法人)に対する不当に優先的な取扱い等をしてはならないこととされている(事業法第30条)。
 - ✓ NTTドコモの特定関係法人として指定されているのは、NTTコム、NTT東西など8者である。
3. 光サービス卸料金については、サービス卸ガイドライン(※)で、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定する場合や、利用者料金を上回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得るなどとされている。
 - ※「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(2019年9月改定)
4. これらの規律の遵守状況については、市場検証会議等において毎年度検証を実施している。
 - ✓ 光サービス卸料金については、NTT東西から届け出られている個別の契約内容、NTT東西からの報告、卸先事業者等に対する調査結果に基づき、料金等の条件も含め、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等を確認している。
 - ✓ NTTグループ各社に対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTT東西・NTTドコモに対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉を防ぐための契約チェック体制・研修の実施状況の確認
 - ・ NTTドコモに対する特定の電気通信事業者への不当に優先的な取扱い等を防ぐためのチェック体制・マニュアル整備の実施状況の確認
 - ・ 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西・NTTドコモの行為の有無の確認

(論点)

1. 競争事業者の不当な排除の懸念に関しては、いずれも従来から発生し得たものと考えられるのではないかと、また、基本的に既存ルール等により対応が行われてきていると考えられるのではないかと。
2. 既存ルール等に関する検証については、以下のような課題があると考えられるのではないかと。
 - ✓ 市場検証会議では、グループ内で内部相互補助が行われていないかという観点から、各グループ各社間におけるグループ内取引の実態等について、定量的なデータに基づいた検証が十分にできていないのではないかと。

(構成員からの意見)

1. NTTグループ内部の相互補助の懸念を払拭するには、かなり踏み込んだ情報開示が必要と考える。【第2回:大谷構成員】
2. グループ全体の利益最大化を図ることに伴って、競争事業者に対する排除効果が働くという指摘については、競争上問題となるかの判断が微妙なケースが多く判断が難しい。【第3回:岡田構成員】

(対応の方向性)

1. 競争事業者の不当な排除の懸念に関しては、今後、**具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルール等の見直しについて検討すべき**ではないか。また、卸料金の在り方など既に別の場で検討が行われている課題については、引き続き、当該別の場において検討を進めていくことが適当ではないか。
2. 提起されているような懸念を含め、**全国市場及び地域市場の各市場における競争事業者の排除に係る具体的な問題が発生するおそれがないかについては、市場検証会議等において継続的に注視していくことが適当ではないか。**
3. 既存ルール等の遵守状況に関する**市場検証会議等における検証に関しては、NTTドコモの完全子会社化等による影響の有無にかかわらず、現在、十分とは言えない部分があれば、見直しし、強化するほか、NTTドコモの完全子会社化等による影響も踏まえつつ、見直し、強化することが必要**ではないか。
4. **具体的に強化すべき点として、グループ内で内部相互補助が行われていないかを検証する上で、定量的なデータに基づいた検証を行うことが考えられるのではないか。**
 - ✓ 例えば、NTT及び関係事業者から、各グループ各社間におけるグループ内取引の実態等のデータの提供を受け、グループ各社の損益にどのような影響が生じているかなどを検証することが考えられるのではないか。

(参考)関係事業者等の提案する対応策

- NTT東西の光サービス卸については、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」における「重点的な検証」の対象として、卸料金の適正性・透明性を高めることが必要。(参考資料2 ③-(a)-4)
- NTTグループ間での内部相互補助の有無を外部から検証するため、NTTドコモにおける各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の情報の継続的な確認が必要。(参考資料2 ③-(a)-5)
- 地域の通信事業者が排除されないよう、地域における競争環境の監視を強化することが必要。(参考資料2 ③-(a)-6)

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(b) 研究開発に係る課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT持株には、**電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務が存在**する(NTT法第3条)。
✓ NTT持株とNTTドコモが応用研究(実用化開発)で連携することについて、法的な制約は存在しない。
2. 移動体分離時の公正有効競争条件のうち、取引を通じた補助の禁止において、NTTと新会社(NTTドコモ)における研究開発成果の利用条件を他の事業者と同一とする旨が規定されており、**研究開発成果の利用条件について、同等性を確保**することが求められている。
3. **市場検証会議において、現在、研究開発に着目した検証は特になされていない**。なお、NTT持株における基礎研究に係る研究開発費について、各社拠出額は総務省で把握している。

(論点)

1. ネットワーク設備の汎用化やグローバル展開を見据えた動きが進む中で、**研究開発面での連携により、他事業者が不当に排除されるようなNTT独自仕様**となっていくおそれは比較的低いものと考えられるのではないかと。
2. NTTドコモなどで行う**応用研究が、実質的にNTT持株で行われ、他事業者が不当に排除されるようなNTT独自仕様**となっていくおそれはないかという観点からの確認は必要であると考えられるのではないかと。
3. **NTT持株における基礎研究に係る研究開発費の各社拠出**について、各社の負担割合を操作することによる実質的な内部相互補助などが行われていないか等の観点から、その**算出根拠の適正性の確認が必要**と考えられるのではないかと。

(構成員からの意見)

1. 今後は、汎用性を高めるようなネットワークの構成、グローバルなネットワークの展開を見据えた研究開発がトレンドになっていく中で、NTT独自仕様の懸念が本当にあり得るのかについて疑問に思う。【第3回:岡田構成員】
2. NTT仕様による統一が行われたとしても、それが業界における標準的な仕様であれば問題ではないため、「NTT独自仕様」と記載すべき。【第4回:相田主査代理】
3. 基礎研究を含めた産官学連携が強く言われ、大学でさえ特許を取得している時代にNTT法第3条はマッチしているのか疑問に思う。また、基礎研究と応用研究の切り分けにどこまで明確な規律を導入すべきかも疑問である。研究開発のコストは資金調達の在り方によって変わってくる。研究開発について強い規制を課すことは、効率的な研究開発の足かせになる危険があるのではないかと。【第4回:岡田構成員】

4. 研究開発を担うべき主体としてNTTだけに注目しているが、本来であればキャッシュフローの潤沢な他のMNOも積極的に研究開発に貢献していく役割を担っていくべきである。研究開発競争をいかに促進していくべきかという観点も公正競争上重要なポイントである。【第4回:岡田構成員】
5. NTT法第3条の研究成果の普及に係る責務が存在するのは当然と考える。接続に関する研究は他事業者にも関わるものであり、公開の優先度は高い。【第4回:関口構成員】

(対応の方向性)

1. NTT持株における基礎研究の成果がNTTドコモ等NTTグループで囲い込まれることは問題であり、引き続き、公正競争条件を維持し、NTT持株の基礎研究の成果は、引き続き、競争事業者に対して公平な条件で開示されるようにすべきではないか。
2. NTT持株における基礎研究とNTTドコモ等の行う応用研究とが具体的にどのように分けられているのか、それに応じて基礎研究に係る各社の拠出額がどのようになっているのか等について、他事業者が不当に排除されるようなNTT独自仕様に通じる研究が基礎研究として行われていないか、各社の負担割合を操作することによる実質的な内部相互補助などが行われていないか等の観点も含め、新たに、市場検証会議等において、継続して注視していくことが必要ではないか。
3. また、NTT持株・NTTドコモの研究開発の連携強化を通じ、NTT東西・NTTドコモを含めて、他事業者が不当に排除されるようなNTT独自仕様で統一される懸念についても、新たに、市場検証会議等において、継続して注視していくことが必要ではないか。
4. NTT持株には、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務が存在する一方で、研究開発を担うべき主体は、NTTだけでなく他のMNO等も積極的に研究開発を進めることが必要であり、事業者間の研究開発競争をいかに促進していくべきかという観点も、公正競争上重要と考えられるため、市場検証会議等において、各社の研究開発費の推移など、研究開発競争に係る状況の継続的な確認も必要と考えられるのではないか。

(参考)関係事業者等の提案する対応策

- NTT東西の設備増強・接続機能要望(①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望)について、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取し、実際にNTTグループの要望ばかりが実現されていないかなど、NTTグループ・競争事業者間の公平性の検証が必要。(参考資料2 ③-(b)-3)
- 研究開発費の各社拠出額、使用用途別の投入額等の開示、研究開発の内容等の情報公開の実施が必要。(参考資料2 ③-(b)-4)

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. **禁止行為規制の対象となる市場支配的な二種指定事業者として、現在、NTTドコモのみが指定されている。**
 - ✓ 一種指定事業者は回線設備のボトルネック性を根拠として規律され、その全てが市場支配力があるものとして禁止行為規制の対象とされている。二種指定事業者は交渉上の優位性を根拠として規律され、そのうち一定以上の収益シェアを有することにより市場支配力がある者が禁止行為規制の対象とされている。
 - ✓ NTTドコモは、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」(2016年3月改定)に基づいて指定されている。
 - ✓ 具体的には、収益シェアに加え、事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力・ブランド力、需要/供給の代替性、価格の弾力性等の要素も勘案し、市場支配的な事業者とされている。
2. 禁止行為規制の規律の内容は、次の2点である。
 - ① 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供の禁止
 - ② グループ内の事業者(総務大臣の指定する特定の電気通信事業者〔特定関係法人〕)に対する不当に優先的な取扱いの禁止※ 一種指定事業者に対する禁止行為規制と異なり、製造業者等への不当な規律・干渉は規律対象外(平成27年事業法改正により緩和)。

(論点)

1. 禁止される不当な優遇に当たるかどうかについては、一部はガイドラインなどで整理されているものの、最終的には、**個別の状況に応じて判断することが必要**ではないか。
2. 移動通信市場については、**競争の進展により、3者の競争力が拮抗してきているとの指摘**がある。一方で、**依然としてNTTドコモの収益シェアは高く、規制を強化すべきとの指摘**もある。
3. MVNOからは、**3者とMVNOとの間での競争上の課題が大きくなってきており、3者とも禁止行為規制の対象とすべきとの指摘**がある。
4. 前記②(b)のとおり、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制は、禁止行為規制で規律された業務を、**グループ内事業者ではなく、二種指定事業者自身が行うことにより規制の対象外となるという課題が指摘**されている。

(構成員からの意見)

1. 将来原価方式の下で、NTTドコモの接続料が一番高くなっており、2019年度の精算接続料もNTTドコモが最高値になっている。これは、NTTドコモの需要の伸びが少なくなっており、ヘビーユーザーが少なくトラヒックも伸び悩んでいるということであり、このような状況下で、NTTドコモだけに規制をかけていくという考え方については再考の余地がある。また、MVNOとの関係においても、禁止行為規制については新たな局面で適用すべき事前規制として検討が必要である。【第4回：関口構成員】
2. 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者については、議論が割れているポイントであるので、詳細な議論が必要である。【第4回：岡田構成員】

(対応の方向性)

1. NTTドコモにおいて、特定関係法人との間で**不当な優遇に当たるおそれがある行為が行われていないかどうか、市場検証会議等で個別事案に対応して確認**をしていく**必要があるのではないか。**
2. 移動系通信市場における競争環境の変化や、各事業者からの意見、規制の潜脱可能性の課題を踏まえ、**市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方**について**議論を行う必要があるのではないか。**

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. 一種指定事業者に対する禁止行為規制及び市場支配的な二種指定事業者に対する**禁止行為規制における不当な優遇は、禁止行為規制対象事業者から見て直接の取引相手との間の取引を対象**としている。
 - ✓ 例えば、禁止行為規制対象事業者から仕入れた卸電気通信役務を、グループ内の別の事業者に対して、仕入価格よりも低い価格で卸したとしても、当該取引は、禁止行為規制における不当な優遇の規律対象ではない。

(論点)

1. NTTグループ内で**禁止行為規制の対象となっていない事業者を介した間接取引により、禁止行為規制等の現行規律が潜脱されるおそれ**があるという懸念が指摘されている。
2. 提起されているような懸念については、いずれも従来から発生し得たものと考えられ、NTTドコモの完全子会社化等に伴って、規制を潜脱するために懸念が提起されているような間接取引が行われるおそれがあるとは必ずしも言えないと考えられるのではないかと。

(構成員からの意見)

1. 卸取引におけるグループ一体運営に伴う取引関係において、競争事業者に対して排除効果が働くという指摘については、競争上どの程度問題になりうるか疑問に思う。【第3回：岡田構成員】

(対応の方向性)

1. 規制を潜脱するために**懸念が提起されているような間接取引が実際に発生していないかどうかについては、市場検証会議等における検証の中で継続的に注視していくことが適当**ではないか。
 - ✓ 例えば、禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に卸している事業者が存在するか否かを確認することが考えられるのではないかと。
2. 仮にそのような実態が出てきた場合には、例えば、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、**必要に応じ、実態に即した対応策について検討することが求められる**のではないかと。

(参考)関係事業者等の提案する対応策

- ▶ NTTグループ内の間接取引も含め、禁止行為規制の規制対象にするなど、規律の見直しが必要。(参考資料2 ③-(d)-2)

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. **事業法では、その施行に必要な情報**について、事業者公表することを求め、又は総務大臣に報告することを求めている。
✓ 例えば、NTTドコモは、禁止行為規制対象事業者への会計整理義務(事業法第24条)に基づき、事業法上必要な会計情報を毎年度公表している。
2. また、市場検証会議では、**事業法に基づき報告を受けた情報のほか、公表情報や任意に事業者から報告を受けた情報、アンケート回答**などに基づき、禁止行為規制等の遵守状況等についての検証を毎年度行っている。

(論点)

1. **事業法の施行に必要な情報**については、対象事業者の上場・非上場の別にかかわらず、**基本的に、既に事業法(報告規則等)で対応**が行われている。
2. 一方で、**市場検証会議における検証**に、NTTドコモの上場廃止に伴い公開されなくなると想定される情報を用いている部分も**存在**する。
✓ 市場検証会議においては、IRデータに基づき、MNO各社のモバイル売上高・営業利益・ARPUの推移比較を実施している。

(構成員からの意見)

1. 公正競争上問題があるかを検証するためには、MNO各社と同等の情報と比較検証しながら判断することが必要である。内部取引も他事業者においてもブラックボックスになっている部分も含めて比較検証が必要であり、大きく市場全体を踏まえた形で情報開示が求められる。【第3回:岡田構成員】
2. 競争事業者はこれまで公表されていた情報が見られなくなってしまうことに懸念があるので、市場検証会議の構成員だけに提供されるのではなく、情報の種類によっては競争事業者向けに公表することも必要である。【第4回:相田主査代理】

(対応の方向性)

1. 市場検証会議における検証に必要な情報のうち、**NTTドコモの上場廃止に伴い公開されなくなるものについては、NTTドコモから引き続き提供されるようにすることが必要**ではないか。また、**NTTドコモ以外の各社が公表するデータとの比較検証のために用いる必要があると考えられる情報(ARPU等)については、引き続き、公開されるようにすることが必要**ではないか。
2. なお、現在の市場検証会議における検証においても、前記③(a)のように、検証に必要な情報**(各社データの比較に当たり、データの定義を揃えるための情報など)**が得られていない場合もあることから、**検証を強化していくために、関係事業者の協力を得て、より精緻な検証を行うことができるようにしていく必要**があるのではないか。
 - ✓ 例えば、各社のモバイル売上高の比較に当たり、各社のモバイル売上高の定義を揃えるために必要な情報を求めることが考えられるのではないか。

(参考)関係事業者等の提案する対応策

- NTTグループ間での内部相互補助の有無を外部から検証するため、NTTドコモにおける各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の情報の継続的な確認が必要。(参考資料2 ③-(e)-2)

④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題について、どのように考えるか。

(将来的に想定されるネットワークの変化)

1. IOWNなど次世代のネットワーク構築を始め、我が国におけるネットワーク構造は、今後、大きく変化していくことが見込まれる。
2. 今後、無線アクセス網と固定アクセス網の一体化、コアネットワークの共通化など、**固定と移動とのネットワークのさらなる融合**が想定されるのではないかと。また、アクセス網とコアネットワークの一体化が進展し、IP化によって距離概念が消失する中で、**ネットワーク設備の保有形態と実際の利用の形態(接続形態)**とが異なる場面が出てくるのではないかと。
3. コアネットワークに始まり、**基地局機能や伝送機能も含めた全ての通信ネットワークに仮想化技術が導入される**など、ネットワークの仮想化やソフトウェア化(SDN/NFV等)が進展し、**ネットワーク設備とネットワーク機能の担い手の分離の進展**が想定されるのではないかと。また、中長期的には、**仮想化技術の普及に伴いネットワーク機能を外部から提供することが容易になり、自らはネットワーク設備を持たずにネットワーク機能のみを提供する主体が登場し、当該主体が市場に大きな影響を与える可能性も想定される**のではないかと。
4. さらに、API等を通じた通信ネットワークの一部機能の外部への開放が進展すると、**多様な事業者が通信ネットワークへ影響を与える可能性も想定され、通信ネットワークの構造や市場構造、ひいては我が国の電気通信市場における競争の態様も大きく変化していくことも考えられる**のではないかと。

(構成員からの意見)

1. GAFIAに対抗するため、NTTが固定・移動融合のサービスを提供するということが、競争事業者がボトルネック設備を公平な条件で利用できる状況を確認することは相容れないものではなく、制度整備により両立可能と考える。【第1回:相田主査代理】
2. 今後、モバイルの設備開放が一層重要になってくる。ネットワークのスライシングや仮想化を視野に置いた、MNO全体をカバーするような新たな規制の検討を始めてほしい。【第1回:関口構成員】
3. ネットワークがNTT東西と統合されているかどうかに関わらず、NTTドコモやNTTコムネットワークは真のボトルネックとはいえ、同じネットワークだからとNTT東西がNTTドコモやNTTコムを不当に優遇する懸念があるということではないかと。【第3回:相田主査代理】
4. KDDI、ソフトバンクからのNTT東西とNTTドコモとのネットワーク統合を禁止すべきという意見について、今後新しいネットワークの開発、利用が進んでいく時に、ネットワークの統合を禁止することは本当に望ましいことなのか。禁止まで踏み込む必要があるのか疑問である。【第3回:岡田構成員】

(構成員からの意見[続き])

5. 固定と移動が融合したネットワークは禁止行為規制を無力化するだけでなく、ないと思っているが独占回帰という状況をもたらしかねないと思う一方、現状では統合ネットワークを構築することは難しいのではないか。今後、NTT東西のボトルネック設備の一部の機能をNTTグループ内の他事業者が提供し1つのネットワークとして一体として構成されることは将来的な課題としては考えられるが、接続ルールの見直しを通じて必要なものはオープン化の対象になる。部分的に融合することはある程度許容できるのではないか。【第3回:大谷構成員】
6. 5G時代になり仮想化、スライシングが進展していくと汎用品が増えてボトルネック性は弱まると議論されていたはずであり、ボトルネック性の移転という議論は方向が異なるものではないか。【第3回:関口構成員】
7. アンバンドルされたとしてもNTT独自仕様であるがゆえに競争事業者がその機器を調達しているうちにサービスインが遅れるのは良くない。直ちにアンバンドルされるだけでは不十分なので、MNO、MVNO間と同様、競争事業者が必要な機器を調達した上でNTTと同時にサービスインが可能となる必要があるなど、もう少し言葉を強めてほしい。【第4回:相田主査代理】
8. 将来的課題において「機能」という言葉を使っているが、ソフトウェア、特許、人材が持つノウハウなどが含まれ、定義として幅が広い表現と思う。今後、設備よりも機能が市場支配力の源泉となっていく時代の流れの中で、機能に着目すべきなのはもっともであるが、どうアプローチするかは難しいが前向きに考えるべき論点と思う。こうした視点からNTTの市場支配力を評価することを改めて考えていくことも重要な課題である。【第4回:岡田構成員】
9. 単に「機能」という言葉だと広すぎるので、「ネットワーク機能」としてはどうか。【第4回:相田主査代理】
10. 将来的課題の中で最も重要な点は、アンバンドルが不可能にならないようにし、また競争事業者も同時にサービスをスタートできるようにすることである。ボトルネック設備に関するこれまでの議論がなし崩し的になくなってしまうことがないよう、設計の段階でアンバンドルが不可能とならないような仕組みを作るべきといった基本的な原則を定めて、その枠内で新たな技術の導入に取り組めるようルールを事前に明確にしておく必要がある。【第4回:大谷構成員】

(将来的課題等)

1. ネットワークの仮想化やソフトウェア化(SDN/NFV等)によるネットワーク設備とネットワーク機能との分離の進展に対応し、**ネットワーク機能の提供の在り方、機能と切り離した設備の提供の在り方**などについて、検討する必要があるのではないか。
2. 基幹的なネットワークに対するAPI開放ルールなど、必要な相互運用性の確保のための規律の在り方について、検討する必要があるのではないか。また、ネットワークの仮想化が進展し、物理的な接続点が存在しないような接続形態が広く用いられるようになることも想定されるところ、そうした接続形態についても、必要な規律を適用していくことができるよう、必要に応じ、ルールを見直していくことが求められるのではないか。
3. IOWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、必要なアンバンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、他事業者が必要な機器を調達した上で、**ネットワークを構築した事業者と同時に、サービスインが可能となるようにする必要**があると考えられるのではないか。これまでの規律がなし崩しになることを避けるため、設計段階から基本的な原則を定めておくなど**ルールを事前に明確にするよう、あらかじめ議論していくことが必要**ではないか。
4. 現行の電気通信事業法は、ネットワーク設備とネットワーク機能が一体的に運用されている前提のもと、ネットワーク設備の保有に着目した市場支配力に対応する規律となっており、ネットワーク設備とネットワーク機能の分離が進展する中で、現状のようにネットワーク設備に着目した市場支配力ではなく、**ネットワーク機能に着目した市場支配力**についても、その規律の在り方について検討する必要があるのではないか。
5. さらに、ネットワーク設備とネットワーク機能の担い手の分離の進展し、自らはネットワーク**設備を持たずにネットワーク機能のみを提供する主体**が登場し、そうした主体において、ネットワーク機能に起因する市場支配力が生じる可能性があることから、**そうした主体の市場支配力に対応したルール**についても検討する必要があるのではないか。
6. 固定と移動のネットワークが融合する中で、一種指定事業者と二種指定事業者が同一グループ内にある際に他グループの事業者においてネットワークの利用に係る課題が生ずる場合や、通信市場において支配的な事業者と通信以外の市場において支配的な事業者とが排他的に連携する場合など、**複数の市場にまたがる共同的な市場支配力について、その規律の在り方について**の検討が必要になるのではないか。
7. ネットワーク設備とネットワーク機能が一体的に運用されていることを前提とする現行の電気通信事業法については、ネットワーク仮想化やソフトウェア化に伴うネットワークを巡る環境変化に応じた現行規律についての適用関係や適用体系を整理し、見直すべき点がないか検討していく必要があるのではないか。また、こうした各課題については、環境変化を常に注視していくとともに、別途、検討のための場を設ける必要があるのではないか。

IV 各論点に対する対応の進め方

前記Ⅲにおいて検討してきた各論点に対する対応は、以下の(1)～(3)のように進めていく必要があるのではないかと考えられる。

(1) NTT東西の特定関係事業者への指定等について

- 1.前記②(b)に記載のとおり、①NTTコムネットワークをNTTドコモに一体化する場合に、NTTドコモがNTTコムに代わりNTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であること、また、前記①(b)に記載のとおり、②NTTドコモに対し、NTT東西が接続業務を通じて知り得た情報を流用するリスクが存在すること、加えて、前記①(a)に記載のとおり、③接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、NTT東西によるNTTドコモに対する不当に優先的な取扱い等が行われるリスクも存在することから、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定する必要があると考えられるのではないかと考えられる。
- 2.前記③(d)のとおり、NTTグループ内での間接取引(例えば、NTTドコモからNTTコムを経由してNTTレゾナントにMVNO卸取引を行うなど)により、規律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するとの懸念が実態として現れた場合には、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、必要に応じ、実態に即した対応策について検討することが求められるため、そのような実態が生じていないか、継続的に注視していくことが適当ではないかと考えられる。
- 3.NTT東西及びNTTコムとの法人営業での共同営業の懸念が引き続き存在することから、前記②(a)のとおり、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTコムの指定を引き続き維持することが必要ではないかと考えられる。

(2) NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持

1. NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等により、競争事業者の提起する課題については、基本的に対応ができていないと考えられるのではないか。そのため、こうした**既存ルールについて引き続き適正に運用**していくとともに、今後、具体的な問題がないかについての**検証において、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルールの見直しについて検討する必要がある**のではないかと考えられるのではないか。
2. なお、NTTグループに対しては累次の公正競争条件が課されてきた。こうした**公正競争条件のうち、出資比率の低下以外の条件については、法制度やガイドライン化されたものも含め、引き続き、NTTグループ各社において遵守される必要がある**のではないかと考えられる。また、前記②(b)に記載のとおり、NTTコムとNTT東西の間の公正競争条件について、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新たに、NTTドコモとNTT東西の間の公正競争条件とする必要があると考えられるのではないかと考えられる。このように、NTTドコモ完全子会社化等によるNTTグループ内の組織体制の変更を踏まえ、**改めてそれぞれの公正競争条件について、条件の対象となる主体がどの会社であり、当該会社にどの条件が適用されるのかなどの整理をした上で、NTTグループにおいて遵守されるよう、総務省において遵守状況を検証するなどの対応を行う必要がある**と考えられるのではないかと考えられるのではないか。
3. 毎年市場検証会議等において継続的に検証を行った上で、**公正競争上の問題が確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある**のではないかと考えられるのではないか。
4. なお、卸料金の在り方など既に別の場で検討が行われている課題については、引き続き、当該別の場において検討を進めていくことが適当である。

(3) 市場検証会議における検証の強化

1. **市場検証会議等における検証を強化**するため、**検証対象を拡大**するとともに、**現行の検証手法のうち不十分な点を見直し**、毎年度の**検証項目のうち特定の項目を重点的検証の対象と位置づける**など検証の枠組みの見直しも行う必要があるのではないかと。検証の強化に当たっては、NTTほか関係事業者の協力を得て必要なデータの提供を受け、より精緻な検証を行うことができるようにしていく必要があるのではないかと。
2. **検証対象の拡大**としては、市場検証会議における市場分析において、法人向けネットワーク(WANサービス等)市場やIoT向け通信サービス市場に限らず、**法人向けサービスの実態把握を強化**することが考えられるのではないかと。
 - ✓ 例えば、各社で提供している法人向けサービスの概要及びデータ提出可能性を確認し、どの程度のデータが得られるかを把握し、電気通信事業者以外が提供する法人向けサービスとの関係等も検討した上で、各社で提供している法人向けサービスの分類を整理し、当該整理に基づき、各法人向けサービスにかかるデータ提出を求め、可能な範囲で事業者別シェア等を算出することが考えられるのではないかと。
 - ✓ また、例えば、法人向けとして約款によらず相対契約で通信契約を締結している携帯電話サービスの実態を把握するためのデータの提出を求めることも考えられるのではないかと。
3. また、新たに、**研究開発競争に係る状況を継続的に確認**していくことも必要と考えられるのではないかと。
 - ✓ 他事業者が不当に排除されるようなNTT独自仕様に通じる研究が基礎研究として行われていないか、各社の負担割合を操作することによる実質的な内部相互補助などが行われていないか等の観点も含め、新たに、市場検証会議等において、継続して注視していくことが必要ではないかと。
 - ✓ また、NTT持株・NTTドコモの研究開発の連携強化を通じ、NTT東西・NTTドコモを含めて、他事業者が不当に排除されるようなNTT独自仕様で統一される懸念についても、新たに、市場検証会議等において、継続して注視していくことが必要ではないかと。
 - ✓ 市場検証会議等において、各社の研究開発費の推移など、研究開発競争に係る状況の継続的な確認も必要と考えられるのではないかと。
4. **検証手法の見直し**としては、NTT東西及びNTTドコモにおける禁止行為規制の遵守状況の確認等については、NTTグループのみならず他事業者から**客観的なデータの提供を受け、当該データに基づく検証**を行うこと等が考えられるのではないかと。
 - ✓ 例えば、一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータの提供をNTTに求め、そのデータに基づき検証を行うことや、NTTドコモ及びMNO各社に対し、基地局回線等の自己設置比率・NTT依存度等及びNTT東西への基地局回線等の設置要望が受け入れられなかった事例の回答を求めた上で、要望を受け入れなかった理由が不当なものでないか、事後的に検証することが考えられるのではないかと。
 - ✓ また、例えば、NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西に対し、ローカル5G事業についてNTTドコモ・NTTコムとの連携状況を確認したりすることも考えられるのではないかと。その際には、必要に応じて、NTTドコモ以外のMNOによる他事業者との連携状況を確認したりすることも考えられるのではないかと。

5. また、NTT東西による情報の目的外利用が行われていないかを検証する上で、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の詳細について、**非公開情報も含めてNTTからヒアリングするための非公開会合**を市場検証会議において設け、NTTと市場検証会議の構成員との間で質疑応答を行う機会を設けることが考えられるのではないか。
 - ✓ その際、NTT側の必要に応じて、NTTと市場検証会議の構成員との間で、秘密保持契約(NDA)の締結を行うことも考えられるのではないか。
6. 加えて、NTTドコモとNTTコムとのネットワークの一体化を踏まえ、NTTドコモにNTTコムのネットワークが移管される場合に生じる**NTTドコモとNTT東西の間でのネットワーク調達にかかる取引の状況**について継続的に確認していくことや、グループ内で**内部相互補助が行われていないか定量的なデータに基づいた検証**を行うこと、**規制を潜脱するような間接取引が発生していないかどうかを継続的に注視**していくことも必要と考えられるのではないか。
 - ✓ NTTドコモにNTTコムのネットワークが移管される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間でのネットワーク調達にかかる取引の状況について、継続的に確認していくため、例えば、NTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者及び調達参加価格、調達先事業者及び調達価格について、NTT及び他事業者からデータを得ることにより検証することが考えられるのではないか。
 - ✓ 例えば、NTT及び関係事業者から、各グループ各社間におけるグループ内取引の実態等のデータの提供を受け、グループ各社の損益にどのような影響が生じているかなどを検証することが考えられるのではないか。

(全体を通じた構成員からの意見)

1. ネットワークの統合、一体運営などの将来的な課題と、コロケーションについてイコールフットリングが担保されているかを指標を作って確認することや、NTTドコモの上場廃止に伴って情報開示の対象にならなくなった情報をセグメント単位で開示することなどすぐに検証対象として対応すべき項目とを分けて議論を整理する必要がある。【第3回:大谷構成員】
2. 今後市場検証会議で検証すべき点について、どのようなタイミングで情報を集めて検証していくのか、スケジュール感を示す必要がある。また、検証を踏まえ、NTTドコモ完全子会社化について振り返る機会をいつにするのか、議論する必要がある。【第4回:大谷構成員】
3. 市場検証会議は、まず基本方針を策定し、その上で年次計画を決めるというプロセスを踏んでいるが、今後、多岐にわたる検証が可能となるよう、市場検証会議自体の機動性の確保のための方策についても検討する必要がある。【第4回:高口構成員】
4. 以前の競争評価で実施していたように定量的評価、戦略的評価に分け、戦略的評価でその年のトピックを扱うなど、効率的、定量的に評価をしていく必要がある。【第4回:高口構成員】
5. 今後市場検証会議に求められることが多くなるので、現在対応しており引き続き注視していく事項、強化すべき検証課題、今後検証すべき事項など、市場検証会議について整理したものがあるとよい。【第4回:石田構成員】
6. 通信を取り巻く状況が大きく変化している中、遠からぬ先に、NTTの在り方に関する議論をする必要がある。【第4回:相田主査代理】